

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 6 | 地方税等の徴収及び滞納管理事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北名古屋市は、地方税等の徴収及び滞納管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北名古屋市長

公表日

令和5年2月10日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------------|---|
| ①事務の名称 | 地方税等の徴収及び滞納管理事務 |
| ②事務の概要 | <p>1 地方税等の徴収業務</p> <p>(1) 地方税法に基づき賦課された市税及び他の法律に基づき賦課された公課の収納情報を管理する。</p> <p>ア 賦課情報の入手 市税等の賦課情報を各システムから入手する。</p> <p>イ 収納情報の入手 納税者が納付、納入した情報を収納管理システム及び後期高齢者医療市町村システムに登録する。</p> <p>(2) 市税等口座振替に関する業務 納税者が市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び十五ヶ用水賦課金の納付を口座振替利用または口座振替停止の申込があった場合は、収納管理システム、後期高齢者医療市町村システムに申込みに応じた登録(削除)をし管理する。</p> <p>(3) 口座振替利用者の振替不能に関する業務 残高不足等により振替不能の場合、納税者に振替不能通知を送付する。</p> <p>(4) 過誤納金に関する業務 市税の過納付若しくは誤納付が生じた場合、還付又は充当を行い、納税者へ通知する。</p> <p>(5) 督促に関する業務 納付義務者が納期限までに完納しない場合、地方税法又は地方自治法に基づき未納額等の督促を行う。 なお、督促を行う業務は、市税、介護保険料、保育料及び後期高齢者医療保険料とする。</p> <p>(6) 納税証明に関する業務 納税者等から市税に関する納税証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。</p> <p>2 滞納管理業務 市税及び介護保険料の滞納に係る、催告、納税相談、調査、滞納処分等を行う。</p> <p>(1) 催告書の送付 未納税額等の情報を抽出するとともに、滞納管理システムに登録のうえ、滞納者に催告書を送付する。</p> <p>(2) 納税相談 滞納者との納税相談により、分割納付、徴収猶予等を行い、滞納管理システムに登録し管理する。</p> <p>(3) 各種調査 地方税法に基づき、滞納者について官公庁に対する実態調査及び金融機関等に対する財産調査を行う。調査の結果、入手した情報は滞納管理システムに登録し管理する。</p> <p>(4) 滞納処分 地方税法に基づき、各種調査結果に応じて、滞納処分を行う。滞納処分情報は、滞納管理システムに登録し管理する。</p> <p>【内容】 口座情報の管理、照会等</p> |
| ③システムの名称 | 収納管理システム、滞納管理システム、後期高齢者医療市町村システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 収納情報ファイル、滞納情報ファイル、口座情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一の第16、30、68項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条、第24条、第50条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第27、94項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条、第47条 ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 財務部収納課 |
| ②所属長の役職名 | 収納課長 |

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

北名古屋市役所 財務部 収納課
481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地
問い合わせ先電話番号 0568-22-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

北名古屋市役所 財務部 収納課
481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地
問い合わせ先電話番号 0568-22-1111

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年1月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年1月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|---|------|-----------------------------------|
| 平成29年7月14日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 収納課長 | 収納課長 浅野 祥伸 | 事後 | 名称変更のため、重要な変更 に該当しない。 |
| 平成29年7月14日 | II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計算か | 平成27年3月1日時点 | 平成29年6月30日時点 | 事後 | その他の項目の変更であり、 重要な変更 に該当しない。 |
| 平成29年7月14日 | II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計算か | 平成27年3月1日時点 | 平成29年6月30日時点 | 事後 | その他の項目の変更であり、 重要な変更 に該当しない。 |
| 平成29年7月14日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 | 実施する | 実施しない | 事後 | 錯誤 |
| 平成29年7月14日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第2の16の項、27の項、44の項、45の項、82の項及び94の項 | - | 事後 | 錯誤 |
| 平成29年7月14日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 収納管理システム、滞納管理システム、後期高齢者医療市町村システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー | 収納管理システム、滞納管理システム、後期高齢者医療市町村システム | 事後 | 錯誤 |
| 平成30年6月26日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 収納課長 浅野 祥伸 | 収納課長 | 事後 | 名称変更のため、重要な変更 に該当しない。 |
| 平成30年6月26日 | II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計算か | 平成29年6月30日時点 | 平成30年5月31日時点 | 事後 | その他の項目の変更であり、 重要な変更 に該当しない。 |
| 平成30年6月26日 | II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計算か | 平成29年6月30日時点 | 平成30年5月31日時点 | 事後 | その他の項目の変更であり、 重要な変更 に該当しない。 |
| 令和1年6月14日 | II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計算か | 平成30年5月31日時点 | 令和1年5月1日時点 | 事後 | その他の項目の変更であり、 重要な変更 に該当しない。 |
| 令和1年6月14日 | II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計算か | 平成30年5月31日時点 | 令和1年5月1日時点 | 事後 | その他の項目の変更であり、 重要な変更 に該当しない。 |
| 令和1年6月14日 | IV リスク対策 | - | IV リスク対策 | 事後 | 様式変更により、追加 |
| 令和5年2月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要 | - | 【内容】 口座情報の管理、照会等 | 事後 | 情報連携実施開始により追加 |
| 令和5年2月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称 | 収納管理システム、滞納管理システム、後期高齢者医療市町村システム | 収納管理システム、滞納管理システム、後期高齢者医療市町村システム、中間サーバー | 事後 | ” |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---|--|--|------|---------------|
| 令和5年2月1日 | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名 | 収納情報ファイル、滞納情報ファイル | 収納情報ファイル、滞納情報ファイル、口座情報ファイル | 事後 | 〃 |
| 令和5年2月1日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用—法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第1の16項 | 番号法第9条第1項、別表第一の第16、30、68項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条、第24条、第50条 | 事後 | 情報連携実施開始により変更 |
| 令和5年2月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 | 実施しない | 実施する | 事後 | 〃 |
| 令和5年2月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (情報照会の根拠)なし※情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない(情報提供の根拠)なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない | (別表第二における情報照会の根拠)番号法第19条第8号、別表第二の第27、94項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条、第47条(別表第二における情報提供の根拠)なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない | 事後 | 〃 |
| 令和5年2月1日 | IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続—目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | — | 十分である | 事後 | 〃 |
| 令和5年2月1日 | IV リスク対策 8. 監査—実施の有無 | []自己点検 [○]内部監査 []外部監査 | [○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査 | 事後 | 〃 |
| | | | | | |